

# JIS

## 工作機械—図記号—第 1 部：操作表示用図記号

JIS B 6012-1 : 2024

(JMTBA/JSA)

令和 6 年 4 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.7.20 改正：令和 6.4.22

官 報 掲 載 日：令和 6.4.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本工作機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-3961)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般	2
5 図記号, 名称及び内容説明	4
5.1 一般的な操作, 運転及び運動の方向	4
5.2 工作物の取付け及び搬送, 並びに切りくずの搬送	9
5.3 潤滑及び油圧	12
5.4 冷却	15
5.5 プレス及び成形加工	16
5.6 せん断加工	17
5.7 切削加工	18
附属書 JA (規定) 工作機械—ISO 369 がない図記号	29
参考文献	36
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	37
解 説	38

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本工作機械工業会（JMTBA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 6012-1:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 工作機械—図記号—第 1 部：操作表示用図記号

## Machine tools—Graphical symbols—Part 1: Symbols for indications appearing on machine tools

### 序文

この規格は、2009 年に第 1 版として発行された ISO 369 を基とし、我が国の図記号の使用における実情に合わせて技術的内容を変更して作成した日本産業規格であるが、対応国際規格には規定されていない引用規格、**箇条 3** 及び**箇条 4** を日本産業規格として追加している。

なお、**附属書 JA** は、対応国際規格にない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

### 1 適用範囲

この規格は、工作機械の操作表示に使用する図記号及びその名称について規定する。

この規格に規定する図記号は、

- あらゆる種類の工作機械の機器又は部品を扱う作業者に（例えば、使用説明書及び使用するための情報の中で）操作及び機能の設定を指示するために、機器又は部品に表示する。
- 状態、機能又は操作を表示するために、図面、説明図などの文書で使用する（文書のどこにあってもよい）。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 369:2009, Machine tools—Symbols for indications appearing on machine tools (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8221-1** 機器・装置用図記号の基本原則—第 1 部：図記号原形の創作

**JIS Z 8221-2** 機器・装置用図記号の基本原則—第 2 部：矢印の形及び使用方法

**JIS Z 8221-3** 機器・装置用図記号の基本原則—第 3 部：図記号を使用するときの指針